

松阪市産業支援センター会員事業実施要綱

1. 趣旨

中小企業・小規模事業者等の方々に対して、よりよい情報等を提供するため、松阪市産業支援センター会員事業を実施する。

本趣旨に賛同するものを会員とし、各種情報の提供及び支援等を行う。

2. 資格

松阪市内に主たる事務所または事業所を有する者及び松阪市内の事業所等を支援する公的機関の者等で、松阪市産業支援センター(以下「支援センター」という。)の実施する事業を利用する場合または賛同するものを会員とする。入会は随時受け付けるものとする。

3. 会費

無料とする

4. 会員の申込み

- (1) 会員になろうとするものは、松阪市産業支援センター会員入会申込書(以下「申込書」という。様式1号)に必要な事項を記載し、支援センターに申し込むものとする。
- (2) リンクを希望する場合は、松阪市産業支援センター会員用 ホームページリンク集掲載申込書(以下「リンク集申込書」という。様式 2 号)に必要な事項を記載し、支援センターに申し込むものとする。
- (3) 支援センターは、会員台帳により、会員管理を行うものとする。
- (4) 会員は、申込書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその変更内容を支援センターに届け出るものとする。

5. 会員に対するサービス

- (1) 支援センター事業の提供
- (2) 国・県等の関係機関から役立つ情報をメール等での提供
- (3) 松阪市産業支援センター会員用ホームページリンク集への掲載
- (4) その他

6. 会員の脱会

- (1) 会員が脱会を希望する場合は、脱会する旨を支援センターに届け出るものとする。
- (2) 支援センターが悪質な活動状況と判断した場合や、会員が営業活動をやめていると判断した場合等は、支援センターはその会員を退会させることができる。

附 則

1. この要綱は平成29年7月10日から施行する。
2. この要綱は平成30年10月23日から施行する。
3. この要綱は令和3年10月11日から施行する。
4. この要綱は令和4年9月9日から施行する。